## 昭和四十六年法務省令第十三号

様式及び証書の枚数の計算方法を定める公証人手数料令第二十五条の横書の証書の

則第十四条の横書の証書の様式を定める省令を次四号)第十四条の規定に基づき、公証人手数料規(明治四十二年勅令第百七十 のように定める。 号)第二十五条の横書の証書は、日本産業規格 B列四番の用紙を二つ折(半面の縦二五七ミリ 公証人手数料令(平成五年政令第二百二十四

2 公証人手数料令第二十五条の証書の枚数の計 のとする。 面の上方から左横書きに記載して作成されたも メートル、横一八二ミリメートル)にし、各半

算は、次の各号に掲げるところによるものとす これを縦にし、上方から左横書きに、一行二 日本産業規格A列四番の用紙にあっては、

一 日本産業規格B列四番の用紙のうち、縦書 末葉の用紙を一枚として計算する。 行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び 算し、前項の横書の証書にあっては、半面一 以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計 の証書にあっては、一行二十字詰で二十四行

紙を一枚として計算する。

十四字詰で二十行以上ある用紙及び末葉の用

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行

## 二九号) 則 (平成五年六月三〇日法務省令第

成五年八月一日)から施行する。 この省令は、公証人手数料令の施行の日(平

この省令は、平成十三年三月一日から施行す第二二号) 附 則 (平成一三年二月二二日法務省令

附 則 (令和元年六月二八日法務省令第

この省令は、令和元年七月一日から施行す